

20歳になったら 国民年金

◆問い合わせ先
南国年金事務所 ☎088-864-1111
市民保険課 保険係 ☎0887-53-3115

国民年金とは？

国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、公的年金に加入し保険料を納めていくことで、老後や、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金の加入手続きは？

厚生年金や共済組合に加入している方を除いて、20歳になった方は、国民年金への手続きが自動的に行われます。誕生日から2週間程度で、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」「基礎年金番号通知書」「国民年金保険料納付書」などが届きます。お知らせが届かない場合は、市役所もしくは年金事務所へお尋ねください。

年金額を増やすには？

毎月の保険料に、月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金と合わせて受け取ることができる「付加保険料制度」があります。付加年金の年額は「200円×付加保険料を納めた月」で計算しますので、2年以上年金を受け取ると、支払った付加保険料以上の金額が受け取れます。付加保険料は申し込んだ月の分から、保険料を納付することができます。また、申し出により付加保険料を止めることもできます。 ※国民年金基金へ加入されている方は付加保険制度に申し込むことができません。

令和8年度の国民年金保険料は
月額17,920円です
(前年度より410円の増額)

保険料の納期は翌月末です。納期から2年を経過すると時効により納められなくなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の年金だけでなく障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

保険料を納付するには？

毎月の保険料は、送付された納付書により、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。口座振替やクレジットカード、スマートフォンアプリによる電子決済、電子納付を利用する納付方法もあります。保険料を早めに納めると、保険料が割引になる制度があります。

基礎年金番号通知書とは？

令和4年4月から年金手帳が廃止され、手帳に代わって「基礎年金番号通知書」が交付されます。基礎年金番号は生涯使用する年金番号となります。今後、年金の各種手続きの際に必要ですので、大切に保管してください。ただし、20歳到達以前に厚生年金、共済組合に加入していた方、障害年金や遺族年金を受給している（していた）方には送付されません。

● 保険料の納付が困難なときは、免除や猶予できる制度があります

国民年金には、保険料納付が免除される制度や、猶予される制度があります。申請は、市民保険課保険係、香北・物部支所で受け付けていますので、ご相談ください。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部納付（3/4・1/2・1/4）になります。

50歳未満の方には 納付猶予制度

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生の方には 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。
※学生証の写し、または在学証明書原本の添付が必要です。

- ※ 失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等の写しを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例があります。
- ※ 保険料免除が承認された期間については、その免除の状況によって将来の年金額が減額されますので、ご注意ください。
- ※ 納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- ※ 将来受け取る年金額を満額に近づけたい方は、免除や猶予を受けている場合、本来の支払月から10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」をご利用ください。

香美市地域活性化総合補助金

自治会・市民団体等向け

自治会等が集落で、地域の振興、福祉の向上、コミュニティの活性化を図るために実施するソフト・ハード事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

	対象	補助率 (補助対象経費に対する割合)	補助限度額
地域活動	美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流促進につながる事業、地域の活性化につながる事業	80%以内	50万円
集会所整備	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入	【新築】 80%以内 【新築以外】 75%以内	事業によって異なる
生活基盤整備	①生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する工事 ②生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費 ③集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する備品購入費	① 75%以内 ② 100%以内 ③ 100%以内	① 45万円 ② 25万円 ③ 25万円
給水施設整備	①給水施設・水源管理道の整備工事 ②給水施設・水源管理道の整備に関する原材料費	① 90%以内 ② 100%以内	① 50万円 ② 25万円
農業用施設整備	①耕作道、農業用排水路等の整備に関する工事 ②耕作道、農業用排水路等の整備に関する原材料費	① 70%以内 ② 100%以内	① 35万円 ② 10万円

農業者団体向け

営農分野のソフト・ハード（小規模の施設整備）事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

	対象	補助率 (補助対象経費に対する割合)	補助限度額	条件
新規種苗導入 (ゆず)	ゆず苗木の新植	50%以内	1本あたり 500円	ゆず苗木導入1カ所あたり30本以上の新植であること／植栽本数は10㎡あたり70本以上100本未満であることなど

【問い合わせ先】

- 地域活動・集会所・生活・給水施設に関すること
地域創生課 ☎53-1061
- 農業用施設に関すること
農林課 ☎53-1062
- 各支所管内の全事業
香北支所 ☎59-2311
物部支所 ☎58-3111

申請書は各担当課にあります。
また、市公式ホームページから
もダウンロードできます。



▲ホームページはこちら